

## I 第3次徳島市環境基本計画について

### 1 計画策定の趣旨

本市においては、平成14年に第3次徳島市総合計画の基本理念実現のために、環境面からの具体的方法を示した「徳島市環境基本計画(以下、「環境基本計画」という。)」を策定し、その後、平成22年に環境基本計画を改定しました。環境基本計画では、望ましい環境の将来像を定め、その実現に向けた4つの基本目標を設定し、各種施策を推進しています。

また、市域から排出される温室効果ガスを削減し、地域特性や市民・事業者・市等の役割に応じた地球温暖化防止の取組みを総合的、計画的に進めるために、「徳島市地球温暖化対策推進計画(以下、「推進計画」という。)」を平成19年に策定し、その後、平成27年に推進計画を改定しました。推進計画では、市民・事業者等との協働により、地球温暖化対策を推進しています。

今後も、効果的な環境施策を推進していく中で、環境基本計画及び推進計画の計画期間が、ともに令和2年度末で満了となることから、国連サミットにおけるSDGs(※1)の採択、パリ協定(※2)の発効等、近年の世界の環境問題の変化を踏まえるとともに、徳島市まちづくり総合ビジョン等の関連計画との整合を図りながら、令和3年度を始期とする第3次環境基本計画を策定するものです。なお、現在、個別計画として策定している推進計画を環境基本計画に内包し、地球温暖化対策の推進に係る分野別計画として位置づけることとします。

#### ※1 SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは

**Sustainable Development Goals**=持続可能な開発目標 のこと。

環境・経済・社会の問題は相互に密接に関連し、複雑に絡み合っています。環境・経済・社会をめぐる複数の問題の総合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030年(令和12年)を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げています。

#### ※2 パリ協定とは

2020年(令和2年)以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定。地球温暖化対策に先進国、発展途上国を問わず、すべての国が参加し、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満(努力目標1.5℃)に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とするものです。すべての国が目標を作り、目標達成義務はありませんが、達成に向けた国内対策を取る必要があります。

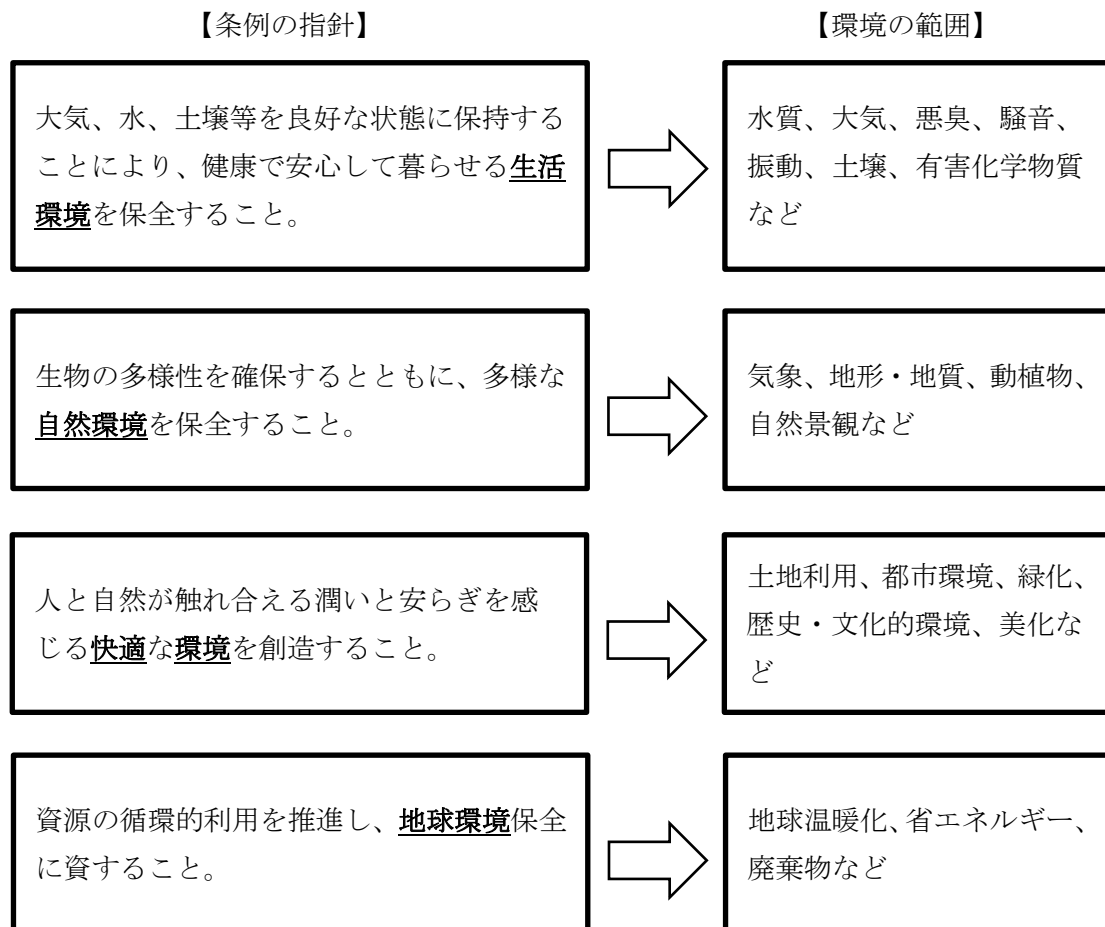
## 2 計画策定の目的と位置づけ

第3次環境基本計画は、次に掲げる方針に基づき策定するものとします。

- (1) 第3次環境基本計画は、短期的な視点だけではなく、将来の徳島市を見据え、次代を担う子どもたちにより良い環境を引き継いでいくため、環境保全に関する総合的かつ計画的な政策の指針となる計画とします。
- (2) 徳島市環境基本条例における基本理念及び現行の計画における「望ましい環境の将来像」を踏まえ、本市の特性を生かした環境目標を定め、目標達成のための方向付けを明確にした実効性のある計画とします。
- (3) 平成30年4月17日に閣議決定された国の第5次環境基本計画をはじめ、国・県等の関連する計画や施策、徳島市まちづくり総合ビジョンとの整合性に留意します。

## 3 計画の対象

- (1) 対象とする地域は、徳島市全域とします。
- (2) 対象とする環境の範囲は、徳島市環境基本条例第7条の「施策の策定等に係る指針」に基づき、「生活環境」「自然環境」「快適環境」とそれらを支える「地球環境」とします。

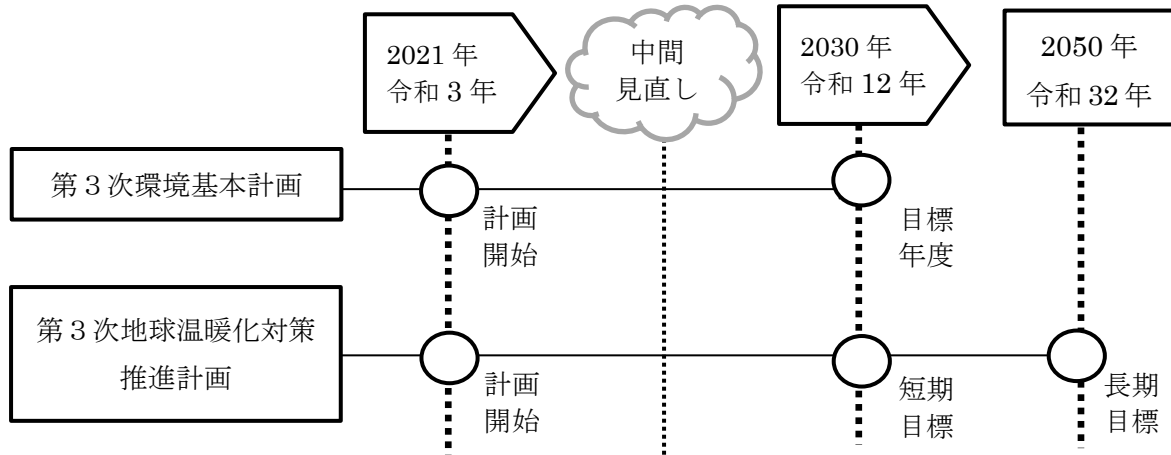


#### 4 計画の期間

本計画における計画期間は、近年の社会情勢の変化や日本の約束草案における目標年度等を踏まえ、目標年次は2030年度（令和12年度）、計画期間は10年間とします。

ただし、計画期間において、社会経済情勢の変化や科学技術の進展、環境問題の変化等により見直し等の必要が生じた場合は、見直し・修正を行うものとします。

また、本計画に含まれる「地球温暖化対策推進計画」については、短期目標と長期目標を以下のとおりに設定し、環境基本計画と同時に見直しを行うものとします。



#### 5 計画の主体

今日の環境問題の解決及び徳島市環境基本条例に掲げる基本理念を実現するためには、市、事業者、市民の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して自主的、積極的に行動、協力して取り組むことが必要となっています。

##### ◆徳島市環境基本条例の基本理念

- 健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代へ引き継ぐ。
- 人と自然とが共生することができ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す。
- 地球環境の保全を積極的に推進する。

##### (1) 市の役割

自然的・社会的条件に応じた環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施します。また、施策の実施に伴う環境への負荷をできる限り減らします。

##### (2) 事業者の役割

事業活動に伴う環境への負荷をできる限り減らします。また、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力します。

##### (3) 市民の役割

日常生活に伴う環境への負荷をできる限り減らします。また、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力します。

## 6 計画の構成イメージ

### (1) 基本的な考え方

- ①計画策定の背景
- ②計画策定の目的と位置づけ
- ③計画の期間（目標年）
- ④計画の対象
- ⑤計画の主体

今日の環境問題や本市の置かれている環境の現状並びに「環境基本計画」等により進めてきた取組みの実績を踏まえ、環境の保全及び創造に関する計画の枠組みを定めます。

### (2) 環境の特性と課題

- ①環境の現況と課題
- ②市民・事業者等の環境意識

本市の環境に関する現況と特性・課題を明らかにします。

### (3) 計画の目標

- ①望ましい環境の将来像
- ②基本目標

本市が目指すべき望ましい環境の将来像を設定するとともに、その実現に必要な目標の柱を設定します。

### (4) 目標達成のための施策展開

- ①施策の体系
- ②施策の方向性
- ③市の取組み（関連施策）
- ④市、事業者、市民の取組み
- ⑤定量目標値

望ましい環境の将来像を実現するために、計画に定める施策の骨格を体系的にまとめます。  
また、市が取り組むべき施策と市民・事業者が取り組む事項を示すとともに、施策の進捗状況の評価するための目標値を設定します。

### (5) 地球温暖化対策推進計画

- ①実行計画策定の背景
- ②実行計画の概要
- ③温室効果ガス排出量等の現状
- ④温室効果ガス排出量等の予測
- ⑤温室効果ガス排出量等の削減目標
- ⑥地球温暖化対策の取組み

市域から排出される温室効果ガスについて、将来排出量や削減可能性量を踏まえて、目標値の設定を行います。  
削減目標を達成するために、計画に定める施策の骨格を体系的にまとめ、市、市民、事業者での取組み事項を示します。

### (6) 計画の推進

- ①推進体制
- ②進行管理

計画を円滑かつ効率的に推進するために必要な仕組みなどを示します。

## II 「第3次徳島市環境基本計画」策定スケジュール

	策 定 内 容	市 民 等 の 参 加	庁 内 組 織	
令和元年度 計画の検討	◎策定方針の決定 ・目的、位置づけ ・対象分野、期間等 ↓	◎意識調査 市 民：1,500人 事業者：500社  第1回市民会議（10月） ・発会式、基本事項	環境調整会議 委員：部長級 幹事：副部長級	
	◎基礎調査 ・環境情報の把握 ・環境関連施策の把握 ・市民、事業者意識の把握 ↓		環境調整会議	
	◎課題と特性の把握 ↓		環境調整会議	
	◎環境像・目的の整理 ↓		第2回市民会議（1月） ・課題と特性	
	◎環境施策の検討 ・基本施策体系 ・施策の内容 ・推進方法		第3回市民会議（3月） ・環境像と基本目標	環境調整会議
令和2年度 計画の策定	↓ ◎区域施策編の検討 ・現状把握、将来推計 ・削減可能性量の把握 ・目標の設定 ・施策の内容 ↓	第4回市民会議（6月） ・現状と課題 ・温暖化防止に向けた 目標と取組み	環境調整会議	
	◎計画素案の作成 ↓	第5回市民会議（10月） ・計画素案について	環境調整会議	
	○全体修正 ↓	○パブリックコメントの 実施（市民意見の募集）		
	↓	第6回市民会議（2月） ・パブリックコメントの 結果について	環境調整会議	
	↓ ●環境基本計画の策定 ○議会報告 ○広報、周知	・計画案について		

### Ⅲ 第2次徳島市環境基本計画について

徳島市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和2年度を目標年次とした第2次徳島市環境基本計画を、平成22年12月に策定しました。

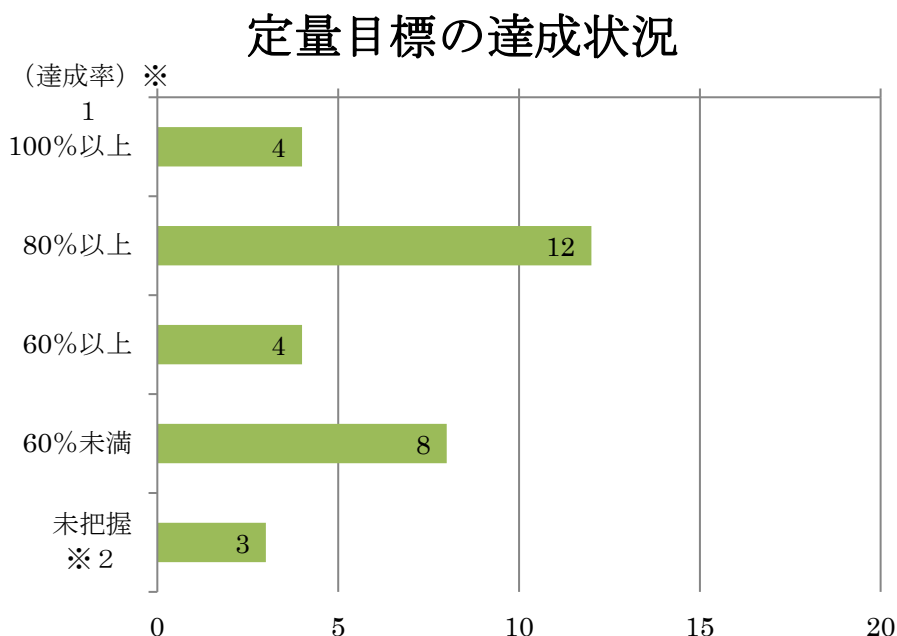
策定から9年が経過するなかで、市は環境基本計画に基づき各種施策を推進しています。

#### 1 定量目標の達成状況

計画では、設定可能なものについて、個別目標ごとに延べ31の定量目標を設定しています。

定量目標は平成21年度（基準年度）を現況数値として、目標年度である令和2年度に達成を目指す数値を掲げています（達成状況や各事業計画を踏まえ、随時見直し）。

平成29年度末現在での定量目標の達成に向けた進捗状況を整理したところ、概ね順調に推進できていると考えられます。



※1 達成率：平成29年度実績値／令和2年度目標値×100で算出。減少を目指す目標値の場合は、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割って算出。

目標値が累積値の場合は、(平成29年度実績値－平成21年度現況値)／(令和2年度目標値－平成21年度現況値)×100で算出。

※2 市民意識に関する目標値など、毎年度把握が困難な目標値のため未把握。

## 2 施策の実施状況

第2次環境基本計画では、5つの基本目標及び18の個別目標を達成するための施策として、109の「主な取組み」を掲げています。

休止・中止を含む未実施の取組みを整理し、新たに位置づけが可能な取組みを追加しています。平成29年度末現在での実施状況は次のとおりです。

### (1) 完了した取組み（抜粋）

#### ①環境活動団体の事例集の作成

平成23年度に市内の環境NPOや市民団体（計28団体）の活動状況等を紹介した冊子を作成し、配布している。

#### ②緑のカーテンモデル事業

夏の省エネに効果があるとされる緑のカーテンを市の施設にモデル的に設置するとともに、市民を対象とした啓発事業やゴーヤの栽培方法等を紹介したポケットブックを配布し、緑のカーテンの普及に努めた。

### (2) 追加された取組み（抜粋）

#### ①子ども環境リーダーの認定

家庭からの温室効果ガス排出削減を目的として、小学生を対象に「エコ生活ノート」を使って環境講座を開催し、家庭でエコライフを実践した子どもたちを「子ども環境リーダー」として認定している。

#### ②とくしまエコマネジメントシステムの推進

徳島市環境基本計画及び徳島市エコオフィスプラン等を着実に実行し、かつ環境保全施策のより効果的・効率的な推進を図るため「とくしまエコマネジメントシステム」を実施している。

#### ③徳島市エコステーションの運営

多様な資源物の回収ルートを確保するとともに、市民の利便性向上を図るため、常設の資源物回収施設として「徳島市エコステーション」を開設している。回収した資源物等はすべてリサイクル処理を行っている。

## 3 進行管理等の状況

環境基本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るために必要な仕組みとして、計画で提示した進行管理等の実施状況は次のとおりです。

### (1) 推進体制

庁内の推進体制である「徳島市環境調整会議」において、環境に関する各種施策や事業の総合的な調整を進めています。

(2) 年次報告書の作成と公表

本市の環境の現況や計画に基づき、市が講じた施策の実施状況をまとめた「徳島市環境報告書」を毎年作成し、冊子の配布やホームページへの掲載により公表しています。

(3) 環境情報の収集・提供

徳島市のホームページにおいて、最新の環境情報（大気や水質の調査結果など）や市の取組み事項について、情報を提供しています。

また、取組みに対する意見や提案の募集も、随時実施しています。

(4) 環境基本条例の制定

本市における環境の保全及び創造に関する施策の基本となる法的な枠組みとして「徳島市環境基本条例」を平成15年4月1日に施行しています。

また、条例において定めた市民環境週間（6月1日～7日）には、とくしま動物園北島建設の森において、環境啓発絵本の読み聞かせやエコシールラリー等、親子で楽しく環境問題を学べる体験型イベントを行っています。